第四次産業革命スキル習得講座の受講を検討されている方へ

INTERNET ACADEMY
Institute of Web Design & Software Services

経済産業大臣が認定する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」は、IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度です。また、一定の要件を満たすことで厚生労働省より専門実践教育訓練給付金として受講料の最大80%が支給されます。

○ 支給対象者

受講開始日時点で雇用保険に加入している方	受講開始日時点で雇用保険に加入していない方
雇用保険の被保険者が3年以上 （給付金制度をはじめて利用する人は2年）	**離職日翌日から1年以内かつ 雇用保険の被保険者が3年以上あった場合 （給付金制度をはじめて利用する人は2年）**

※雇用保険喪失から1年以内に妊娠・出産などの理由で30日以上、受講開始できない期間がある場合はハローワークに申請することで特例が認められることがあります。
※受給資格については必ずお住まいの地域を管轄するハローワークにお問い合わせください。

○ 支給額

① 専門実践教育訓練を受講中の場合及び修了した場合

教育訓練経費の50%に相当する額（※1）を訓練の受講開始日から6か月ごとに支給します。

※1 年間の支給額が40万を超える場合の支給額は年間40万円とし、教育訓練経費の50%に相当する額が4千円を超えない場合は支給されません。

② 専門実践教育訓練を修了し、資格を取得して就職した場合（※2）

教育訓練経費の50%に相当する額に加え、資格を取得して就職した場合、
同経費の20%に相当する額（※3）を追加で支給します。

※2 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、専門実践教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得（学位の取得等を含む）した場合をいいます。

※3 20%に相当する額の上限は、年間16万円です。例えば、訓練期間が2年の場合32万円を、3年の場合48万円を限度として追加で支給します。

③ 専門実践教育訓練を修了し、資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合

①②に加え、同経費の10%に相当する額（※4）を追加で支給します。（令和6年10月1日以降に受講を開始した方に限ります。）

※4 10%に相当する額の上限額は、年間8万円です。例えば、訓練期間が2年の場合16万円を、3年の場合24万円を限度として追加で支給します。

○ 支給までの流れ

受講前の手続き

受講開始前に、以下の手続きを行う必要があります。**「2. 受給資格確認手続き」を受講開始日の2週間前までに**行います。

1. 訓練前キャリアコンサルティング

申請の手続きを行う前に「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、ジョブ・カードの交付をうける必要があります。訓練前キャリアコンサルティング前に書類の準備が必要です。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。
https://carigaku.mhlw.go.jp/icc/ccformmenu/ccform2-flow/

2. 受給資格確認手続き

受講開始日の2週間前までにお住まいの地域を管轄するハローワークで受給資格確認手続きを行ってください。以下の書類を提出する必要があります。

[提出書類]

- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ジョブ・カード
- 本人確認書類
- 写真2枚（正面上半身、3.0㎝×2.5㎝）
- 振込先の通帳またはキャッシュカード
- 専門実践教育訓練および特定一般教育訓練給付再受給時報告（受給経験がある場合のみ）

※手続き時に雇用保険被保険者番号とマイナンバーの記入が求められます。 ※申請書類に記載する指定番号には以下の番号を記載してください。

IoTエンジニア育成コースA＋作品制作講座	1310264-2410011-9
ITエンジニア総合コース＋Python講座＋AIプログラミング講座	1310264-2410021-1
AI×IoTエンジニア育成コース＋サーバー講座	1310264-2410031-4
IoTエンジニア育成コースA＋ECHONET IoT MASTER	1310264-2410041-7
AIデータ活用実践コース	1310264-2410051-0
ビジネス改善実践コース	1310264-2510011-9
ブランドデザイン実践コース	1310264-2510021-1
UI/UXデザイナーコース	1310264-2510031-4
データストラテジストコース	1310264-2520011-9
サイバーセキュリティマネージャーコース	1310264-2520021-1

裏面に続きます。

データストラテジストコース（通信制）※	1310264-2610091-0
サイバーセキュリティマネージャーコース（通信制）※	1310264-2610101-1
ブランドデザイン実践コース（通信制）※	1310264-2610071-5
UI/UXデザイナーコース（通信制）※	1310264-2610061-2
ビジネス改善実践コース（通信制）※	1310264-2610081-8
IoTエンジニア育成コースA＋作品制作講座（通信制）※	1310264-2610011-9
ITエンジニア総合コース＋Python講座＋AIプログラミング講座（通信制）※	1310264-2610021-1
AI×IoTエンジニア育成コース＋サーバー講座（通信制）※	1310264-2610031-4
IoTエンジニア育成コースA＋ECHONET IoT MASTER（通信制）※	1310264-2610041-7
AIデータ活用実践コース（通信制）※	1310264-2610051-0
DX人材養成コース※	1310264-2610111-4
ITエンジニア転職コース※	1310264-2610121-7
インフラエンジニア転職コース※	1310264-2610131-0
UI/UXデザイナーコース上級※	1310264-2610141-2
DX人材養成コース（通信制）※	1310264-2610151-5
ITエンジニア転職コース（通信制）※	1310264-2610161-8
インフラエンジニア転職コース（通信制）※	1310264-2610171-0
UI/UXデザイナーコース上級（通信制）※	1310264-2610181-3

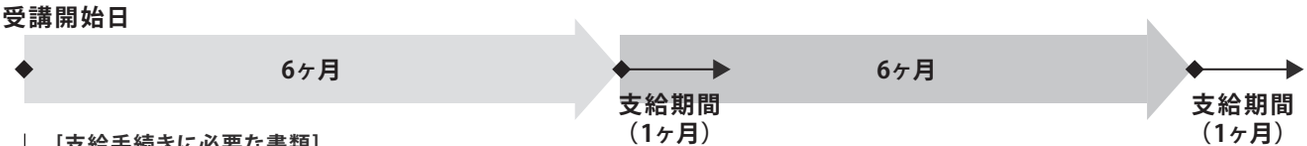
※ 2026年4月1日から受講開始

3.「受給資格者証」の交付
ハローワークから「受給資格者証」が交付され、支給申請期間が指示されます。

支給申請

受講開始日から6ケ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間となります。この期間内に支給申請の手続きを行う必要があります。手続きの際に、雇用保険被保険者番号とマイナンバーの記入が求められます。

受講開始日



［支給手続きに必要な書類］

- 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書（※1）
- 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）受講証明書（※1）
- 最後の支給単位期間の支給申請時は「専門実践教育訓練終了証明書」（※1）
- 領収証もしくはクレジット契約証明書（※1）
- 返還金明細書（※2）
- 教育訓練経費等確認書
- 専門実践教育訓練給付最終受給時報告

※1 インターネット・アカデミーが発行する書類です。
※2 「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が還付された場合に必要となります。

受講修了後、1年以内に雇用保険被保険者として雇用された場合の支給手続きでは以下の書類が必要となります。
※ハローワークから提供される資料に記載されている「資格取得等」の要件はスキルチェックテストの合格が該当します。

［支給手続きに必要な書類］

- 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書（※1）
- 専門実践教育訓練終了証明書（※1）
- 領収証もしくはクレジット契約証明書（※1）
- 教育訓練経費等確認書
- 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

※1 インターネット・アカデミーが発行する書類です。

インターネット・アカデミーが発行する各種証明書は、以下の条件を満たした場合に発行します。

［発行時の条件］

- 対象講座の8割以上を受講している
- スキルチェックテストで80点以上を獲得している

注意事項

- ハローワークへの照会・申請手続きは、受講者本人がお住まいの地域を管轄するハローワークに書類を提出する必要があります。代理人による提出や郵送による手続きは原則認められていません。
- 受講期間内に受講を修了できずハローワークからインターネット・アカデミーへの照会があった場合、インターネット・アカデミーはハローワークに対して受講者の受講状況や到達状況を回答します。
- 雇用保険の基本手当の受給が決まっている受講者は、原則として28日ごとにハローワークにて失業の認定を受ける必要があります。失業の認定は、受講者が求職活動をしており、なおかつハローワークの職業紹介に常に応じられる場合に行われます。失業認定日と受講日が重なった場合でも、失業認定日の変更は原則認められません。